

# ドイツ語の不定詞名詞化における 項の義務性・非義務性 —非明示的な項の解釈について—

Obligatorik/Fakultativität von Argumenten der Infinitivnominalisierungen im Deutschen  
—Zu Interpretationen der impliziten Argumente—

小林 大志

東京外国語大学大学院特別研究員

Taishi KOBAYASHI

Tokyo University of Foreign Studies, Special Research Fellow

## Abstract

Der vorliegende Beitrag befasst sich mit der argumentstrukturellen Eigenschaft der deutschen Infinitivnominalisierung. Während die älteren Forschungen (cf. Bierwisch 1989, Ehrich & Rapp 2000) von grundsätzlich fakultativen Argumenten bei der Nominalisierung ausgegangen sind, haben Blume (2004) und Bücking (2010) darauf aufmerksam gemacht, dass Infinitivnominalisierungen über obligatorische Argumente verfügen können. Weil die auf den ersten Blick widersprüchlichen Ansichten beide überzeugend scheinen, lässt sich die Frage stellen, ob und wie sich die zwei Ansichten miteinander vereinbaren lassen.

Mit Berücksichtigung von unterschiedlichen Interpretationen der implizierten Argumente — bei *ung*-Nominalisierungen unterscheiden sich mindestens zwei Interpretationen: individuelle und existenziale Lesart — wird in diesem Beitrag die Ansicht vertreten, dass es bei der Frage nach der Obligatorik/Fakultativität von Argumenten darum geht, welche Interpretationen die implizierten Argumente haben können. Aus der kritischen Auseinandersetzung mit den von Blume (2004) und Bücking (2010) angegebenen Daten ergibt sich, dass bei Infinitivnominalisierungen die Möglichkeit der individuellen Lesart der implizierten Argumente eingeschränkt ist, während die existenziale Lesart derselben nicht ausgeschlossen ist.



## 1. はじめに

動詞の名詞化（以下、名詞化）は、ドイツ語を対象とした言語研究において従来から盛んに議論されてきたテーマであり、名詞化に関する先行研究は Ullmer-Ehrich (1977), Bierwisch (1989), Ehrich (1991), Ehrich & Rapp (2000), Bücking (2012) など数多い。これらの研究における主要な問いのひとつが、名詞化が、基盤動詞から何らかの形で「継承」した項構造を持っているのかどうか、また、この「継承」がいかなる形でなされるのかという名詞化の項構造を巡る問いである。

名詞化の項構造を巡る議論では、名詞化の形態論的な種別の違いと項構造の関係がしばしば注目される。ドイツ語の名詞化は、派生接尾辞を付加したり、動詞語幹を抽出したり、あるいは語幹を変音したりといった手続きにより形態論的にマークされる派生名詞化 (e.g. *behandeln* > *Behandlung*, *schlagen* > *Schlag*, *treten* > *Tritt*) と、動詞の不定詞をそのまま中性名詞として用いる不定詞名詞化 (e.g. *behandeln* > *das Behandeln*, *schlagen* > *das Schlagen*, *treten* > *das Treten*) に大別される。派生名詞化はさらに分類することができるが、代表的なのは接尾辞 *-ung* を付与する *ung* 名詞化である。項構造との関連では、Blume (2004) により指摘された不定詞名詞化と派生名詞化の項の表示義務の違いが重要である。Blume (2004) 以前の研究では、名詞化の項は基盤動詞の項とは異なり一般に義務的でないと想定されていたのに対し (cf. Bierwisch 1989, Ehrich & Rapp 2000), Blume (2004) は大規模なアンケート調査に基づく実証的研究を通じて、(1) に示すように、不定詞名詞化が義務的な項を持つと指摘した。

- (1) F: In eurem Viertel wird doch dauernd eingebrochen. Wollt ihr euer Haus trotzdem leer stehen lassen, wenn ihr in Urlaub seid?  
 A: Sicher machen wir uns Sorgen um unser Haus. Wir haben eine Firma mit dem Überwachen<sup>??</sup>(des Hauses) /mit der Überwachung<sup>OK</sup>(des Hauses) für die Urlaubszeit beauftragt.<sup>1</sup>  
 F: 君たちの地域では空き巣が続いています。それでも休暇に行くのに家を

<sup>1</sup> この例は Blume (2004: 120) の例49を参考に、括弧内の要素を筆者が補充したものである。その際、容認度について改めて2名のインフォーマント（ともにノルトライン・ヴェストファーレン州出身の20代男性）に質問し、不定詞名詞化で括弧内の要素が義務的であることを確認した。また、本稿で挙げる例の容認度は、先行研究からの引用を除き、すべてこの2名のインフォーマントの判断による。

留守にしたいですか？

A: もちろん家のことは心配です。この休暇中は業者に（家の）警備を依頼しました。

一方、名詞化の項が一般に義務的でないという Blume (2004) 以前の研究の想定も、一定の妥当性を持っているように思われる。(2) のような実例が認められることから、不定詞名詞化だからといって、必ずしも項が明示されなくてはならないというわけではなさそうである。

(2) Weil die Kameras so klein sind, sind sie **zum Überwachen** natürlich perfekt geeignet. (Die Zeit, 08.11.2011)<sup>2</sup>

それらのカメラはとても小さいので、監視するにはもちろん完璧に適している

本稿では、名詞化の非明示的な項の解釈が一様ではないことに注目することで、この一見して矛盾するよう見える2つの観察が両立することを示し、2つの観察の関係を明らかにするための意味論的研究の筋道を示す。

本稿の構成は以下の通り：1. はじめに；2. 名詞化の項に関する略説；3. Blume (2004) の観察と非明示的な項の解釈パターン；4. Bücking (2010) の観察と名詞化の「特定解釈」と「総称解釈」；5. 名詞化の種類と指示的性質；6. まとめ。

## 2. 名詞化の項に関する略説

### 2.1. 項と項構造

項 (Argument) は、述語論理的な意味での「述語 (Prädikat)」と対立する概念である。例えば、(3a) の文では *prüfen* という述語が *Paul* と *Peter* という2つの項をとっていると考えることができる。この関係は、(3b) のように記述することができる。

- (3) a. Peter prüft Paul. ペーターがパウルをテストする  
b. PRÜFEN (Peter, Paul)

<sup>2</sup> 本稿で挙げるコーパスの例の強調、省略、改変はすべて筆者による。

項構造 (Argumentstruktur) は、ある述語がとる項の数と種類を定める。<sup>3</sup> (3b) の関係を (3a) の文における動詞 *prüfen* の意味形式 (semantische Form) と考えると、*prüfen* の項構造は (3b) の Peter と Paul に対応すべき変数とみなすことができる。そこで、(3b) の Peter と Paul を x および y と置き、それぞれを  $\lambda$  演算子で束縛すれば、*prüfen* の項構造と意味形式は (4) のように記述することができる。

$$(4) \textit{prüfen}: \underbrace{\lambda y \lambda x}_{\text{項構造}} \quad \underbrace{[\text{PRÜFEN}(x, y)]}_{\text{意味形式}}$$

## 2.2. 状況項・主題項・指示項

ここでは動詞の項構造に、主語や目的語として統語的に表される項 (主題項) に加えて、状況に対応する状況項が含まれると考える (cf. Davidson 1967)。(5a) では s が状況項である。状況項は主語や目的語のような補足語としてではなく、法・時制を通じて実現され、(5b) のような平叙文では (5c) のように存在量化される。

- (5) a. *arbeiten*:  $\lambda x \lambda s [\text{ARBEITEN}(x)(s)]$   
 b. Peter arbeitet. ペーターが働いている  
 c.  $\exists s [\text{ARBEITEN}(\text{Peter})(s)]$

状況項を仮定する利点のひとつは、様態や場所の副詞規定の解釈が容易となることである。(6a) において、*langsam* と *im Garten* は「ペーターが働いている」という状況を修飾しているとみるのが直観的な解釈であるが、状況項を設けない場合、これらの副詞規定はいったい何を項とする述語とみなせばこの解釈を得られるのかという問題に直面する。状況項を仮定することで、どちらの副詞規定も状況項についての述語と分析することで、直観に合う (6b) の意味形式が得られるのである。

- (6) a. Peter arbeitet langsam im Garten. ペーターは庭でゆっくり働いている  
 b.  $\exists s [\text{ARBEITEN}(\text{Peter})(s) \& \text{LANGSAM}(s) \& \text{IM-GARTEN}(s)]$

<sup>3</sup> 項構造という用語は生成文法において提唱されたものだが、概念としてはルシアン・テニエール (cf. Tesnière 1959) が提唱した結合価 (Valenz) と同じものである。

状況項は名詞化においても重要な役割を果たす。一般に「述語」というとまず動詞が連想され、名詞は「項」としての側面が想起されるが、厳密には動詞の項となるのは名詞「句」であって名詞ではない。*Peter*などの固有名詞を別とすれば、名詞はそれ自体としては述語であり、個体が属するカテゴリー、別の言い方をすれば「個体の集合」を表している。例えば*Hund*の場合、「犬」というカテゴリー、すなわち「犬の集合」を表す述語とみなすことができ、形式的には(7)のように記述できる。(7)の項  $r$  は名詞句の指示対象に対応することから指示項と呼ばれる (cf. Williams 1981)。指示項が  $t$  演算子で束縛されることで、*der Hund* のような定の名詞句 (cf. (7)) は、「犬」というカテゴリーに属す文脈で唯一の個体を外延とする表現となる。

(7) *Hund*:  $\lambda r$  [HUND( $r$ )]

- (7) a. Der Hund bellt. 犬が吠えている  
 b.  $\exists s$  [BELLEN( $t$  [HUND( $r$ )])( $s$ )]

名詞化では、基盤動詞の意味形式がそのまま名詞化の意味形式となると考える (cf. Bierwisch 1989, Ehrich 1991)。(8)では、(5a)に示した *arbeiten* の意味形式がそのまま *Arbeit* の意味形式となっている。基盤動詞の状況項は、名詞化の指示項として振る舞う。つまり、(8)において  $s$  は *Arbeit* の指示項である。

(8) *Arbeit*:  $\lambda x \lambda s$  [ARBEITEN( $x$ )( $s$ )]

*Hund* など個体の種類を表す種族名詞の項構造が指示項のみからなるのに対し、名詞化の項構造には指示項だけでなく、基盤動詞の主語や目的語に対応する主題項も含まれる。(8)では、*arbeiten* の主語となる  $x$  が *Arbeit* の項となっている。名詞化の主題項は属格などの形で実現される (基盤動詞の主題項が名詞化の項となる仕組みについては小林 (2020) を参照)。最終的に、(9a) の名詞句には (9b) の意味形式が対応する。

- (9) a. die langsame Arbeit Peters im Garten 庭でのペーターのゆっくりとした仕事  
 b.  $\lambda s$  [ARBEIT(Peter)( $s$ ) & LANGSAM( $s$ ) & IM-GARTEN( $s$ )]

### 2.3. 名詞の項と付加語の峻別

一般に、動詞の項は義務性を基準として付加語と区別される。例えば、*Paul prüft Peter in Biologie* という文において、項である *Peter* は義務的であり、付加語である *in Biologie* は義務的ではない (cf. (10))。

- (10) a. Paul prüft \*(Peter) in Biologie.                    Peter は項  
       b. Paul prüft Peter <sup>OK</sup>(in Biologie).                in Biologie は付加語

一方、名詞の項は、本稿が論じるように不定詞名詞化に関して議論の余地があるものの、(11) の *Peters* が義務的でないように、少なくとも一般に義務的であるということはない。そのため、名詞の項と付加語の峻別には義務性とは別の基準が必要である。

- (11) Die Prüfung <sup>OK</sup>(Peters) dauert noch an. (ペーターの) テストはまだ続いている

紙幅の都合から、ここでは名詞の項の種類を属格項に限定する。ドイツ語において属格は、名詞の項の表示に用いられると同時に、所有者を表す付加語としても用いられる。そのため、ある属格が項なのか付加語なのかは一見しただけではわからない。

- (12) a. Die Behandlung des Patienten dauert noch an. 患者の処置はまだ続いている  
       b. Der Computer des Studenten ist kaputt. その学生のコンピューターが壊れた

属格項と属格付加語の峻別を巡り、Hartmann & Zimmermann (2003) は、*Ulfs* のような 2 音節以下の固有名詞の無冠詞の属格が、項の場合には主要部に後置できるのに対し、付加語の場合には後置できず、主要部に前置されるという観察を示している。

- (13) a. Die Behandlung Ulfs dauert noch an. ウルフの処置はまだ続いている  
       b. \*Der Computer Ulfs ist kaputt.  
       b'. Ulfs Computer ist kaputt. ウルフのコンピューターが壊れた

そのため、Hartmann & Zimmermann (2003) に従うならば、属格項と属格付加語は、*Ufs* のような無冠詞で2音節以下の固有名詞で置き換えても主要部に後置することができるかどうかという基準によって峻別することができよう。

(14)/(15) に示すように、他動詞の名詞化では、意味の種類異なる様々な動詞の名詞化で、基盤動詞の対格目的語が属格項となる。<sup>4</sup> この観察から、他動詞の名詞化では原則として基盤動詞の対格目的語が項になると考えられる。<sup>5</sup>

- (14) a. In einer Erklärung bezeichnete die Splitterorganisation **die Erschießung Wrights** als Reaktion auf den „anhaltenden Völkermord an Nationalisten“ in Nordirland. (Berliner Zeitung, 29.12.1997)

声明において、その派閥組織はライトの射殺を北アイルランドにおける「絶え間ない国家主義者への虐殺」に対する反応と表現した

- b. Maik W. soll **die Verfolgung Maschs** befohlen haben, der in einem Rapsfeld zu entkommen versuchte. (Berliner Zeitung, 12.02.2003)

マイク W. は菜の花畑で逃げようとしたマッシュの追跡を命じたそうだ

- c. **Der Verlust Schiebers** bedeutet für den Club [...] einen herben Dämpfer. (Die Zeit, 25.02.2011)

シーバー選手を失ったことは、そのクラブにとって痛手である

- (15) a. Der Kampf endete [...] **mit dem Erschießen Moras**. (Wintzer, Wilhelm: Die Deutschen im tropischen Amerika)

その争いはモーラを射殺することで終わった

- b. Peter Horst Neumann ist **beim Lesen Lessings** etwas aufgefallen, daß nämlich in beinahe allen Theaterstücken Väter eine wichtige, das Geschehen und den gedanklichen Konflikt bestimmende Rolle spielen. (Die Zeit, 27.01.1978, Nr. 05)

ペーター・ホルスト・ノイマンはレッシングを読んでいて、ほとんどす

<sup>4</sup> 例外として、*Schlag* や *Warnung* といった名詞化では基盤動詞の目的語が属格項とならない。その背景については、Kobayashi (2017) を参照されたい。

<sup>5</sup> もっとも、基盤動詞によっては選択制限のため、対格目的語が固有名詞であり得ないことがある。例えば *abfassen* 「作成する」の目的語は「記事・手紙」などの文書なので固有名詞となることは考え難い。そのような動詞の名詞化には固有名詞での置き換えテストを適用できないが、本稿では (13)/(14) のデータからの類推により、*abfassen* のような動詞でも対格目的語が名詞化の項となると考える。

すべての戯曲で父親たちが重要な、出来事と心的葛藤を決定づける役割を演じていることに気がついた。

- c. Die Kramer-Rezeption – und das heißt: **das Vergessen Kramers** – offenbart [...] das Scheitern einer auf das Allgemeine zielenden Kritik vor einer Literatur des Besonderen. (Die Zeit, 07.10.1983, Nr. 41)

クラマーの受容—そしてすなわち、クラマーが忘れられたこと—は、特別な文学を前にして一般性を目指した批評がうまく行かなかったことを意味している。

以下の議論はすべて基盤動詞の対格目的語にあたる項を問題とする。そのため、以下では基盤動詞の対格目的語にあたる項を単に「名詞化の項」と呼ぶ。

### 3. Blume (2004) の観察と非明示的な項の解釈パターン

#### 3.1. 実証的アンケート調査により示された不定詞名詞化の項の義務性

Blume (2004) は、180名のドイツ語母語話者を対象として実施した大規模なアンケート調査の結果に基づく実証的な研究である。この調査は、被験者が例文を5段階（1:「書き言葉として可」、2:「話し言葉として可」、3:「誤りに聞こえるが、耳にすることもある」、4:「明らかに誤り」、5:「理解できない」）で評価した上で、1以外の評価を行う際には違和感を覚える表現を下線でマークするという手法で行われた。調査は3回に分けて実施され、第1回目では判断対象の例文のみが提示され、第2回目と第3回目では判断対象の例文に加えて、それに先行する疑問文の形で文脈も提示された。なお、例文の25%は名詞化を含まないフィラーである。(16)は、Blume (2004) が調査に用いた質問票（第2回、第3回）と回答形式のサンプルである。

#### (16) Blume (2004) の調査票と回答形式

Beispiel 1	F:	Was halten Sie vom System der Mülltrennung und Wiederverwendung?						
	A:	Ich halte es für fraglich, ob solche Maßnahmen wirklich dem Umweltschutz dienen.	✗	2	3	4	5	
Beispiel 2	F:	Kommt Ihre Freundin heute nicht?	1	2	3			
	A:	Möglicherweise hat sie <u>wieder einmal vergessen</u> .				✗	5	
Beispiel 3	F:	Sie wohnen doch in Brühl. Was sagen Sie zum Fall Kaplan?	1	2	3	4		
	A:	<u>Der Mord der unschuldigen Kinder</u> hat mich sehr schockiert.						✗

収集されたデータのうち、1以外の評価がなされたものに関して、Blume (2004) は、被験者が違和感を覚えた箇所を示す下線が名詞化またはその項に引かれている回答のみを有効回答とみなしている。回答はコンピューターで集計され、最終的に、有効回答の評価平均が1.0–1.4の例が「容認」、1.5–1.7の例が「やや逸脱」、1.8–2.9の例が「かなり逸脱」、2.9以上の例が「非文法的」と判断された。最終的な評価を4段階としているのは表現の容認度を4段階で評価する言語学の慣例に従ったものとのことなので、以下ではこの慣例にならない、「やや逸脱」を?、「かなり逸脱」を??,「非文法的」を\*で表示する。また、「容認」についてもOKで表示する。

Blume (2004) の調査では、(17) にまとめるように、項の明示されない不定詞名詞化が、同じ基盤動詞に由来し、やはり項の明示されない *ung* 名詞化と対比されている。この調査では、不定詞名詞化が一貫して「かなり逸脱」と評価されたのに対し、*ung* 名詞化については「容認」という結果が示された。この調査結果から、Blume (2004) は「不定詞名詞化は項が義務的である」という結論を導いている。

- (17) a. F: In euerm Viertel wird doch dauernd eingebrochen. Wollt ihr euer Haus trotzdem leer stehen lassen, wenn ihr in Urlaub seid?  
 A: Sicher machen wir uns Sorgen um unser Haus. Wir haben eine Firma <sup>??</sup>mit dem Überwachen/<sup>OK</sup>mit der Überwachung für die Urlaubszeit beauftragt.  
 F: 君たちの地域では空き巣が続いています。それでも休暇に行くのに家を留守にしたいですか?  
 A: もちろん家のことは心配です。この休暇中は業者に警備を依頼しました。
- b. F: Hatten Sie auch schon mal einen Autounfall?  
 A: Ja, ich bin einmal in den Anhänger eines Glasers gefahren. Die Straße war so mit Scherben übersät, dass <sup>??</sup>ein Sperren/<sup>OK</sup>eine Sperrung für mehrere Stunden erforderlich war.  
 F: 自動車事故を起こしたことはありますか?  
 F: はい、ガラス店のトレーラーに車で突っ込んだことがあります。道路が破片で埋め尽くされてしまって、何時間か通行止めが必要になりました。
- c. F: Wird die andere Gruppe nicht sauer, wenn sie uns den Raum überlassen muss?  
 A: Ja, aber ich finde, <sup>??</sup>ein Räumen/<sup>OK</sup>eine Räumung für zwei

Stunden ist noch zumutbar.

F: 部屋を譲らなければならないとなると、他のグループが怒りませんか？

A: 怒るでしょうが、2時間に限って部屋を空けるならば妥当だと思います。

### 3.2. 非明示的な項の個体的解釈と量化的解釈

Blume (2004) の観察に関係して、項が明示されていない名詞化の実例において、項の解釈が一様ではないことに注目したい。*ung* 名詞化の場合、項が統語的に明示されていないケースでは、少なくとも2通りの解釈パターンが区別できそうである。すなわち、①その項を文脈や世界知を通じて与えられる個体とする解釈（個体的解釈）と、②項を任意の存在として曖昧なままとする解釈（量化的解釈）である。例えば (18a) は個体的解釈、(18b) は量化的解釈に該当する。(18a) では、射殺されたのが「メキシコ皇帝マキシミリアン」であることが文脈と世界知から読み取れるのに対し、(18b) は「射殺」という行為についての一般論であるから、射殺の対象は任意の存在である。

(18) a. Manet hat das Bild 1868 gemalt, ein Jahr **nach der Erschießung** am 19. Juni 1867. (Die Zeit, 29.06.2017, Nr. 24)

マネは1868年にその絵（「皇帝マキシミリアンの処刑」）を描いた。  
1867年6月19日の射殺の一年後だ

b. **Die Erschießung** ist ja keine Strafe und schon gar nicht die Höchststrafe: (Berliner Zeitung, 24.03.2003)

射殺は刑罰ではないし、最高刑ではまったくない

*Erschießung* の指示項の扱いについてはひとまず置いておくこととすれば、(18a) の個体的解釈は *erschieszen* の目的語に個体 Maximilian を代入した (18'a) の意味形式、(18b) の量化的解釈はこの項を存在量化した (18'b) の意味形式で表すことができよう。<sup>6</sup>

(18') a.  $\lambda s$  [ERSCHIESSEN(x, Maximilien) (s)]

b.  $\lambda s \exists y$  [ERSCHIESSEN(x, y) (s)]

Blume (2004) が調査した (17) の例は、どれも、非明示的な項に対応する個体を文脈から容易に推測できそうな例である。例えば、(17a) の *Überwachen/Überwachung* 「見張り」が「(発言者の) 自宅を見張ること」であることは文脈

から明らかであるし、(17b) の *Sperren/Sperrung* 「封鎖」も「破片だらけになってしまった道路を封鎖すること」であることは自明である。(17c) についても、直前に *den Raum überlassen* 「その部屋をゆずる」とあることから、*Räumen/Räumung* 「退却」は「その部屋から退却すること」だとわかる。つまり (17) の例は、どれも潜在的に個体的解釈の可能性がある例である。したがって、(17) に名詞化の種類による容認度の違いが見られるという観察は、非明示的な項の個体的解釈の可能性に名詞化の種類による違いがあり、不定詞名詞化が非明示的な項の個体的解釈に制約を抱えていることを示唆している。もっとも、Blume (2004) の観察は限られた名詞化しか扱っていないので、この制約の不定詞名詞化全般への一般化には留保が必要である。また、非明示的な項に対応する個体の情報がどのようにして与えられているか、その個体がどの程度特定されているかといったことも考慮に入れる必要があるかも知れない。

一方、非明示的な項の他の解釈の可能性、特に *ung* 名詞化で可能な量化的解釈の可能性については、Blume (2004) の観察からは読み取ることはできない。しかし、実例を観察すると、不定詞名詞化の項が明示されず、任意の存在として量化的に解釈される例は容易に見つけることができる。例えば、(19) の *Zerstören* は項が明示されていないが、意図されているのは「(ゲームの中で) 様々なものを破壊する行為」であり、破壊の対象は任意の存在である。

(19) Sobald er merkt, dass er zu viel Spaß am **Zerstören** hat, lässt er die

6 (18) では *x* が  $\lambda$  演算子で束縛されていない。これは、i. に示すように、2音節以下の無冠詞固有名詞が、*erschließen* の主語に対応するものとしては、通常、*Erschließung* の後置属格として認められないという観察を反映している (cf. Ehrlich&Rapp 2000, Hartmann&Zimmermann 2002)。

i. Die **Erschießung** Hugos erfolgte sofort.

フーゴの射殺 [= (誰かが) フーゴを射殺すること / ≠ フーゴが (誰かを) 射殺すること] は直ちに行われた。

この *x* は、ii. のように文脈や世界知に照らして解釈されるか、iii. のように不定のものとして解釈される。 $\lambda$  演算子で束縛されない変項の地位については Steinitz (1992) を参照されたい。

ii. [Sirhan Bishara Sirhan] wußte, daß er durch die **Erschießung Kennedys** nicht die Lieferung von Phantom-Düsenjägern an Israel verhindern konnte, (Die Zeit, 25.04.1969)  
サーハン・ベシハラ・サーハンは(彼が) ケネディを射殺してもジェット戦闘機ファントム II のイスラエルへの供給を防ぐことはできないとわかっていた

iii. 1948 schrieb Pemán, keine öffentliche Instanz habe mit der **Erschießung Lorcas** zu tun gehabt: (Die Zeit, 11.06.1976)

ペマンは1948年に、ロルカ(銃殺の経緯がわかっていないスペインの詩人)の銃殺に公的機関は関与していなかったと記している

Finger von einem Spiel. (Die Zeit, 02.06.2017)

破壊することに過度の楽しみを覚えていると感じると、彼はすぐに（暴力的だと非難を集めている）ゲームで遊ぶことから距離を置く

(19) のような実例が容易に見つかることは、不定詞名詞化でも非明示的な項の量化的解釈が認められていることを示唆している。

#### 4. Bücking (2010) の観察と名詞化の「特定解釈」と「総称解釈」

##### 4.1. Bücking (2010) の主張と根拠となるコーパスデータ

Bücking (2010) は、IDS が公開するドイツ語代表コーパス DeReKo とコーパス検索システム COSMAS 2 を利用したコーパス調査ならびに自身の内省から不定詞名詞化の項の振る舞いについて論じている。なお、Bücking (2010) のコーパス調査では、後置属格に加えて、前置属格と von 前置詞句が名詞化の項として扱われている。

Bücking (2010) の主張の要点は (20) にまとめられる。

##### (20) Bücking (2010) の主張

- a. 不定詞名詞化の項の義務性を決定するのは、①基盤動詞における項の義務性と②名詞化の「特定解釈」と「総称解釈」の違いである。<sup>7</sup>
- b. ②について、「特定解釈」の不定詞名詞化では（基盤動詞において義務的な）項が義務的なのに対し、「総称解釈」では項の表示義務が弱まる。

このうち①で意図されているのは、(21) に示すように基盤動詞の義務的でない項が名詞化においても義務的でないというもったもなし指摘である。他方、「特定解釈」と「総称解釈」に関係する②については検討が必要である。

- (21) a. Mit aggressiverer Defense [...], **einem früheren Stören (des Gegners)** und der besseren Abschirmung des treffsicheren USC-Spielers Warmsley [...] drehten die Langener den Spieß herum. (Frankfurter Rundschau, 20. 9. 1993, Bücking (2010: 41) より引用)  
より攻撃的なディフェンス, より早い相手選手の妨害, そしてシュート

<sup>7</sup> 後述するように、Bücking (2010) の「特定解釈」と「総称解釈」は文法的なカテゴリーではなく、言語外世界の在り方に関わるカテゴリーである。このことを明示するため、本稿ではこの2つをカギ括弧に入れて表記する。

の正確な USC のワームズリー選手をうまくブロックすることで、ランゲンは攻勢に転じた

b. „Wir **stören** vielleicht“, ruft Emma, als sie ins Haus traten. (Schumacher et al. 2004: 706)

「お邪魔するかもしれません」と、家に入るとエマは言う

Bücking (2010:70, 脚注35) は、「当該の状況が時間的・空間的に定位できるかどうか」という基準に基づき、不定詞名詞化の実例を「特定解釈」と「総称解釈」に区別している。「特定解釈」は時間的・空間的な定位が可能であるのに対し、「総称解釈」は時間的・空間的に定位できない。Bücking (2010) が「特定解釈」とする名詞化の具体例として (22) の *des Erreichens* がある。一方、「総称用法」の例が (23) の *das ständige Kritisieren* である。

(22) Dem EV Landshut droht trotz **des Erreichens der Playoffs** in der Deutschen Eishockey-Liga das Aus. (Mannheimer Morgen, 10.3.1999, Bücking (2010:41) より引用)

EV ランツフートはドイツ・アイスホッケーリーグのプレーオフ進出にもかかわらず（資金問題のため）リーグからの離脱の恐れがある

(23) Mobbing-Methoden sind **das ständige Kritisieren von Arbeitsleistungen**, Drohungen, abwertende Blicke oder Gesten. (Mannheimer Morgen, 29.8.2002, Bücking (2010:42) より引用)

モラルハラメントとされるのは、業績を絶えず批判することや、脅迫すること、侮辱的な視線やジェスチャーを向けることである

(22) と (23) を比べると、確かに (22) では、「EV ランツフートがプレーオフに進出する」という状況を1999年〇月のドイツ・アイスホッケーリーグという時間・空間に定位できる。一方、(23) については一般論を述べているので、「いつ」、「どこ」で起きた状況なのかは必ずしも問題とならないであろう。

Bücking (2010) は (20) の主張を COSMAS 2を利用して収集したコーパスデータにより裏付けている。ただし、Bücking (2010) はデータの定量的な数値について本文中で散発的に言及するのみで、一覧できる形での提示は行っていない。そこで、Bücking (2010) が実数に言及している調査語彙に関して、本文から数値を抜き出して (24) に表としてまとめ直した。

## (24) Bücking (2010) のコーパスデータ

	「特定解釈」		「総称解釈」	
	項あり	項なし	項あり	項なし
<i>Zerstören</i>	12	3	53	82
<i>Vergiften</i>	5	0	ZERSTÖREN	
<i>Unterstützen</i>	8	1	12	11
<i>Vernichten</i>	19	3	UNTERSTÜTZEN	
<i>Verzehren</i>	8	1	UNTERSTÜTZEN	
<i>Überwachen</i>	5	1	UNTERSTÜTZEN	
<i>Erblicken</i>	4	0	X	0
<i>Erreichen</i>	143	0	X	0
<i>Anfertigen</i>	35	2	144	2
<i>Durchsuchen</i>	6	3	70	20

スモールキャピタルの ZERSTÖREN 及び UNTERSTÜTZEN は、実数が明示されない代わりに、*Zerstören* 及び *Unterstützen* と同じ傾向の分布を示すことが述べられていることを表している。X は、少なくとも例があったことが本文から読み取れるものの、具体的に何例あったのかは明示されていないことを意味する。コーパスに基づく例文が掲載されていても実数への言及がない名詞化については、(24) の表には含めていない。

(24) のデータからは、「特定解釈」の場合に項の表示されない例が非常に少ないことが読みとれる。一方、「総称解釈」の場合には、*Zerstören* や *Unterstützen*、*Durchsuchen* に項のない例がある。<sup>8</sup> このデータは、「『特定解釈』の場合に不定詞名詞化の項が義務的で、『総称解釈』の場合には項の表示義務が弱まる」という Bücking (2010) の主張を支持する。この主張が正しいとすると、「特定解釈」と「総称解釈」の違いがどのようにして不定詞名詞化の項の義務性／非義務性に結びついているのかが問題となる。

## 4.2. 項の解釈と「特定解釈」・「総称解釈」の相関

「特定解釈」・「総称解釈」の違いと項の義務性・非義務性の関係について考察する上で、Bücking (2010) の「特定解釈」と「総称解釈」の判断が言語的・

<sup>8</sup> Bücking (2010) 自身が述べているように、*Anfertigen* などの名詞化は「総称解釈」であっても項が義務的と考えられる。これらの名詞化の項の義務性の高さについては稿を改めて論じたい。

文法的なテストによるものではなく、「当該の状況が時間的・空間的に位置づけられるかどうか」という外界における状況の在り方に鑑みたものである点に注意が必要である。言い換えると、Bücking (2010) の「特定解釈」と「総称解釈」は文法的なカテゴリーではないということである。

「特定解釈」と「総称解釈」が文法的なカテゴリーではないとすると、この区別と不定詞名詞化の項の義務性・非義務性の相関は、直接の因果関係ではなく、何らかの意味論的背景を介したものと考えるのが妥当であろう。その意味論的背景は、一方では文脈や世界知などの外的要因とともに「特定解釈」と「総称解釈」の違いをもたらし、他方では項が表示されるかどうかということにも関わっているのである。すると、この意味論的背景が何なのかということが問題となる。

Bücking (2010) が提示している例をつぶさに観察すると、「特定解釈」・「総称解釈」の区別と項の定性の関係が見いだされる。というのも、Bücking (2010) が「特定解釈」としている例は (25) のように定の項をとっている一方、「総称解釈」の例は、項が明示されている場合、(26) のように不定の項をとっているからである。

- (25) a. Florian wollte eigentlich schon zu Hause sein. **Beim Verlassen des Büros** ist ihm aber ein Blumentopf auf den Kopf gefallen.

フロリアンは、本当はもう家に帰っていたかった。しかし、事務所を去る際、植木鉢が彼の頭に落下した

- b. Hess begründet seinen Schritt **mit seinem baldigen Erreichen des Rentenalters** in der nächsten Legislaturperiode.

ヘス氏は、彼が次の任期中にすぐ定年を迎えることをその対応の理由とした

- (26) a. Mobbing-Methoden sind **das ständige Kritisieren von Arbeitsleistungen**, Drohungen, abwertende Blicke oder Gesten.

モラルハラスメントとされるのは、業績を絶えず批判することや、脅迫すること、侮辱的な視線やジェスチャーを向けることである

- b. An zweiter Stelle der Freizeitvergehen steht **das Anfertigen von Raubkopien**.

趣味犯罪として 2 番目に多いのが海賊版の作成である

また、Bücking (2010) のコーパスデータからは、*Zerstören*, *Anfertigen*,

*Durchsuchen* において特に「総称解釈」の例が多いことが読み取れる。そこで、この3つの名詞化について DWDS (<https://www.dwds.de/>) の代表コーパス (Referenzkorpora) および新聞コーパス (Zeitungskorpus) の無料公開範囲から1900年以降の例を無作為に30例ずつ取り出して観察したところ、*Zerstören* では13例、*Anfertigen* では30例すべて、*Durchsuchen* では24例で項が後置属格または von 前置詞句として明示されていたが、その74.6%にあたる50例 (*Zerstören* 8例、*Anfertigen* 26例、*Durchsuchen* 16例) が、(27) のように不定の項であった。このように、Bücking (2010) のデータにおいて「総称解釈」で用いられやすいことが示されている名詞化が不定の項をとりやすいということも、項の定性が「特定解釈」と「総称解釈」の違いに関係していることを示唆している。

- (27) a. Zu Straftaten wie **dem Zerstören von Schienen** werde schon jetzt im Internet aufgerufen, sagte Claudia Schmid. (Berliner Zeitung, 23.02.2001)  
 レールの破壊などの犯行はすでにインターネット上で呼びかけられている、とクラウディア・シュミット氏は言った
- b. Wissenschaftliche Arbeitsmethoden wie Literaturrecherche, Bibliographieren oder **das Anfertigen von Exzerpten** gehören zum Arbeitsalltag. (Der Tagesspiegel, 12.01.2000)  
 文献調査や書誌整理、抜粋の作成といった学術研究の手法は日常作業の一部である
- c. Die Regierung bereitet auch ein Gesetz vor, das bei akuten Bedrohungen **das Durchsuchen von Fahrzeugen** im Umfeld möglicher Terror-Ziele erlaubt. (Die Zeit, 07.01.2016)  
 また、政府は、緊急の場合にテロの標的となる可能性のある建物の周辺での車両の搜索を認める法律を準備している

一般に、状況に参加する個体に関する情報は、その状況を時間的・空間的に定位する手掛かりとなり得る。特に、状況の参加者が定名詞句で表されるような唯一的個体の場合、特定された個体の情報は状況の定位に大きく貢献するので、定名詞句を項にとる名詞化は比較的「特定解釈」になりやすいと考えられる。一方、参加者が不定名詞句で表されるような特定されない個体の場合、状況定位への貢献は限定的である。さらに、項が明示されず、任意の存在として解釈される

(非明示的な項の量化的解釈) 場合、状況定位に資するような参加者の情報は与えられない。そのため、不定の項をとる名詞化や、項が明示されずに量化的に解釈される名詞化は「総称解釈」になりやすいと考えられる。「『総称解釈』の不定詞名詞化では項の表示義務が弱まる」という Bücking (2010) の指摘は、不定詞名詞化でも非明示的な項の量化的解釈が可能であることと、その場合に名詞化が「総称解釈」となる蓋然性が高いことをとらえたものと言える。

もっとも、(28) に示すように、項の定性と「特定解釈」・「総称解釈」の関係はあくまで傾向にすぎない。(28a) の名詞化は *im Regelfall* 「通例」によって明示的なように「いつ」・「どこ」ということが問われない「総称解釈」だが、*dieses Formats* という定の項をとっている。一方、(28b) の名詞化は時間的・空間的に定位された「特定解釈」だが、項は不定である。

(28) a. Im Regelfall bietet **das Verwenden dieses Formats** für den Nutzer keinerlei Mehrwert. (Die Zeit, 01.12.2006, Nr. 49)

このフォーマットの使用は通例、利用者にとって付加価値とならない

b. Beim Durchsuchen einer **Luxusvilla in Marano** [...] waren die Beamten sicher, dass [...] Antonio Cardillo noch im Haus war (Die Zeit, 31.03.2012)

マラノの別邸を捜索している間、警官たちは、アントニオ・カルデッロがまだ邸宅の中にいると確信していた

## 5. 名詞化の種類と指示的性質

(29) の *ung* 名詞化と (29') の不定詞名詞化の対比は不定詞名詞化の指示的な性質に関する重要な示唆をもたらす。(29a) の *ung* 名詞化は1953年5月29日に起こった現実の状況を指している。このように現実の状況を明確にそれと指す *ung* 名詞化は、(29') に示すように、不定詞名詞化ではパラフレーズし難いのである。一方、(30) のように現実の状況を指さない *ung* 名詞化は、(30') に示すように、問題なく不定詞名詞化でパラフレーズできる。この観察から、筆者は、*ung* 名詞化は外界の状況を指示する表現となり得るのに対し、不定詞名詞化は外界の状況を指示する表現としては用いられないのではないかと考える。

(29) Im kommenden Jahr jährt sich **die Besteigung des Mount Everest durch Sir Edmund Hillary und Tenzing Norgay** zum 50sten Mal. (Der Tagesspiegel, 22.12.2002)

来年にはサー・エドモント・ヒラリーとテンジン・ノルゲイによるエベレスト山登頂から50周年を迎える

- (29)<sup>??</sup>Im kommenden Jahr jährt sich **das Besteigen des Mount Everest durch Sir Edmund Hillary und Tenzing Norgay** zum 50sten Mal.
- (30) Für **die Besteigung des Mount Kinabalu** gilt der März als günstigster Monat. (Der Tagesspiegel, 13.08.1999)  
 キナバル山に登るのにこの3月はよい月だ
- (30)<sup>OK</sup>Für **das Besteigen des Mount Kinabalu** gilt der März als günstigster Monat.

ここでいう「指示」とは、「指示対象を外界から選び出し、表現と外界の存在を結び付ける」ことで、「外界の状況」とは、デイヴィッドソンの意味での状況、つまり状況項に対応するような外界の実体である。したがって、不定名詞化が外界の状況を指示しないというテーゼは、不定名詞化に意味論的な外延がないということではない。名詞化に対応する時間的・空間的に定位された状況が外界にあっても、名詞化はそれを指示しているわけではないということがあり得る。例えば、(31)の *Erschießen* が1947年11月26日に起こった「銃殺」という外界の状況に対応するが、この *Erschießen* はあくまで「ヤーニ・グスターフの処刑」という状況の特徴づけを行う表現であり、外界からひとつの「銃殺」を指示対象として選び出してそれと指しているわけではない。また、一見状況を指示しているようでも、実際には状況とは別種の実体を指しているという可能性もある。

- (31) [Jány Gusztáv] wurde am 26. November 1947 durch **Erschießen** hingerichtet. (Die Zeit, 08.01.1993, Nr. 02)  
 ヤーニ・グスターフは1947年11月26日に、銃殺によって処刑された

*ung* 名詞化は項が明示されなくても (32) のように現実の状況を指示する表現として用いられ得る。指示対象が適切な文脈の下で同定される限り、項が明示されなくても、指示を行う上で問題とはならないのである。この時、指示された状況の参加者は文脈や世界知に鑑みて所与の個体 ((32) では文脈上の「ディスク」) として解釈される。この個体を *Discothek* と置けば、(32) の名詞化は (32) のように形式化できる。項をあえて明示的に表現するならば、(33) のように、項は定名詞句となる。(33) の名詞化の解釈は (33') である。なお、(32)/(33)

では捜索を行う動作主も「警察」とわかるので、(32')/(33') ではこの項を *Polizei* と置いている。

(32) Verdacht auf Waffenhandel war der Grund einer Razzia in der Discothek [...] in der Nacht zum Sonntag. [...] Die Polizei nahm acht Personen fest. [...] **Die Durchsuchung** war richterlich angeordnet worden. (Der Tagesspiegel, 04.12.2000)

武器取引の疑いがあるそのディスコでの日曜日の未明の一斉検挙の理由だった。警察は8人を逮捕した。その捜索は令状によって命じられていた

(32') *is*[DURCHSUCHEN (Polizei, Discothek) (s)]

(33) (...) **Die Durchsuchung der Discothek** war richterlich angeordnet worden.

(33') *is*[DURCHSUCHEN(Polizei, *ty*[DISCOTHEK(y)]) (s)]

(32) の *Durchsuchung* を (34) のように不定詞名詞化の *Durchsuchen* で置き換えると逸脱的な表現となる。これは上述のように、不定詞名詞化が外界の状況を指示する表現として用いられないためである。ところが、(35) のように項を明示した場合、容認度に改善が見られる。

(34) (...) <sup>??</sup>**Das Durchsuchen** war richterlich angeordnet worden.

(35) (...) <sup>OK</sup>**Das Durchsuchen der Discothek** war richterlich angeordnet worden.

ディスコを捜索することが裁判所によって命じられていた

(34) と (35) の容認度の違いは、ひとつに、3.2節で述べた不定詞名詞化の非明示的な項の個体的解釈の制約が関係していると考えられる。つまり、(34) の名詞化が認められるためには非明示的な項が文脈に鑑みて個体的に解釈されなくてはならないが、不定詞名詞化はそのような解釈に制約を抱えているので、(34) が容認されがたいのである。加えて、筆者は、(35) の名詞化が、(32) や (33) と異なり、命題を外延とする表現となっているのではないかと考える。すなわち、(35) の名詞化は、一見して (32) や (33) とよく似ているように見えるものの、外界から状況（日曜日の未明に実際に行われた「ディスコの捜索」）を選び出してその状況をそれと指しているのではなく、裁判所が命じたこと（命題）を「ディスコの捜索」と名付ける表現となっているのではないかとということ

である。このように考えると、ともに項が明示的に充足された不定詞名詞化の事例である (35) と (29) の容認度の差も、述語の選択制限の違いによって説明がつく。(35) の述語 *angeordnet werden* の主語は命題の表現、例えば (36) のようなモーダル要素を含む *class* 文であり得るのに対し、(29) の述語 *sich jähren* はそのような表現とそぐわないからである。<sup>9</sup>

- (36) Auch im Bezirksamt Wandsbek wurde angeordnet, dass ein Kind erst einmal nicht wieder bei der Mutter wohnen darf. (Die Zeit, 31.03.2014)

ヴァンズベク区役所でも、(家庭に引き渡される予定だった、現在保護している) 一人の児童について、さしあたり再び母親のところで暮らすことを認めないように指示された

また、4節で「特定解釈」の例として取り上げた、一見すると外界の状況を指示しているようにも見える (22)(= (37)) の不定詞名詞化も、状況ではなく、事実(真の命題)を外延とする表現と考えることができる。というのも、*trozt* は様々な補足語をとるが、典型的な補足語は (38a) のような事実を表す抽象名詞で、事実を選択すると考えられるからである。(38b) のように具体物が補足語となる場合、事実の表現として再解釈される。

- (37) Dem EV Landshut droht trotz des Erreichens der Playoffs in der Deutschen Eishockey-Liga das Aus. (= (22))

EV ランツフートはドイツ・アイスホッケーリーグのプレーオフ進出にもかかわらず(資金問題のため)リーグからの離脱の恐れがある

- (38) a. Trotz der Tatsache, dass das deutsche Rote Kreuz seit vielen Jahren über Blutknappheit klagt, hält die Regierung an ihrem Verbot fest. (Die Zeit, 31.08.2011)

ドイツ赤十字が何年も前から血液不足を訴えているという事実にもかかわらず

<sup>9</sup> *sich jähren* がモーダル要素を含む *class* 文をとる *i.* のような例もある。この場合、*sich jähren* の選択制限を満たすように、*class* 文が状況の表現として再解釈されていると考えられる。

*i.* Zu Jahresbeginn jährte es sich, dass Frauen in der Bundeswehr auch an den Waffen Dienst tun dürfen. (Berliner Zeitung, 26.01.2002)  
年初には、女性が連邦軍で兵士として兵役を認められるようになって一年を迎えた

わらず、政府は（同性愛者の）献血禁止に固執している

b. die beiden Männer [tanzten] trotz ihrer uneleganten Anzüge zur Melodie lunarer Gravitation (Die Zeit, 24.12.2017)

2人の男が、無骨な宇宙服（彼らが無骨な宇宙服を着ているという事実）にもかかわらず月の重力の調べに合わせて踊っていた

この考察は、不定詞名詞化がそもそも何を表すのか（不定詞名詞化の外延はどのような実体か）という根本的な問いに結び付くものである。この点についての詳細な分析・検証は今後の研究課題としたい。

(32)–(35) は、*ung* 名詞化と不定詞名詞化の指示的な性質の違いが、項の明示されない不定詞名詞化の容認度の低さとして顕在化した例とすることができる。指示された外界の状況は時間的・空間的に定位されているので、そのような形で用いられた *ung* 名詞化は必ず「特定解釈」である。そのため、(32)–(35) のように *ung* 名詞化と不定詞名詞化の指示的な性質の違いが顕在化する場合、対比される名詞化は必然的に「特定解釈」となる。これは、「特定解釈」の不定詞名詞化において項が義務的であるとする Bücking (2010) の指摘と整合する。

## 6. まとめ

本稿では、ドイツ語の不定詞名詞化が義務的な項を持つとする Blume (2004) および Bücking (2010) が提示しているデータを具体的に観察・検討した。本稿の主張の要点を (39) にまとめる。

### (39) a. 非明示的な項の解釈の種類：

名詞化の非明示的な項の解釈は一樣ではない。*ung* 名詞化の場合、非明示的な項を文脈や世界知から所与の個体として解釈する個体的解釈と、その項を任意の存在とする量化的解釈の少なくとも 2 通りの解釈が区別できる。不定詞名詞化の項の義務性に関する Blume (2004) の観察は、不定詞名詞化が非明示的な項の個体的解釈に制約を抱えていることを示唆している。非明示的な項の量化的解釈は、不定詞名詞化でも可能である。

### b. 項の解釈と名詞化の「特定解釈」・「総称解釈」の関係：

状況の参与者に関する情報はその状況を時間的・空間的に定位する手がかりとなる。そのため、項の解釈の種類は名詞化の「特定解釈」・「総称解釈」とも相関する。

c. 名詞化の種類による指示的特徴の違い：

*ung* 名詞化が外界の状況を指示するのに用いられるのに対し、不定詞名詞化はそのような表現には用いられない。この違いは、両名詞化の意味論的外延の違いに起因している可能性が高い。

不定詞名詞化の項の義務性に関するデータを適切にとらえるには、非明示的な項の解釈が様々であることを考慮に入れ、各々の解釈がどのような意味論的背景を通じて導かれるのか、あるいは導かれないのかを明らかにすることが重要と言える。

### 参考文献

- Bierwisch, Manfred. (1989): Event nominalization: Proposals and problems. In: Motsch, Wolfgang. (ed.), *Wortstruktur und Satzstruktur*. Berlin: Akademie der Wissenschaften der DDR; Zentralinstitut für Sprachwissenschaft. 1–73.
- Blume, Kerstin. (2004) : *Nominalisierte Infinitive: Eine empirisch basierte Studie zum Deutschen*. Tübingen: Niemeyer.
- Bücking, Sebastian. (2010): Zur Interpretation adnominaler Genitive bei nominalisierten Infinitiven im Deutschen. In: *Zeitschrift für Sprachwissenschaft* 29. 39–77.
- Bücking, Sebastian. (2012): *Kompositional flexibel Partizipanten und Modifikatoren in der Nominaldomäne*. Tübingen: Stauffenburg.
- Davidson, Donald. (1967): The Logical Form of Action Sentences. In: Rescher, Nicholas (ed.), *The Logic of Decision and Action*. Pittsburgh: University of Pittsburgh. 81–95.
- Ehrich, Veronika. (1991): Nominalisierungen. In: Stechow, Arnim von & Wunderlich, Dieter (eds.), *Semantik* (HSK 9). Berlin; New York: De Gruyter. 441–458.
- Ehrich, Veronika & Rapp, Irene. (2000): Sortale Bedeutung und Argumentstruktur: *ung*-Nominalisierungen im Deutschen. In: *Zeitschrift für Sprachwissenschaft* 19 (2). 245–303.
- Hartmann, Katharina & Zimmermann, Malte. (2003): Syntactic and Semantic Adnominal Genitive. In: Maienbaum, Claudia (ed.), *(A) Symmetrien*. Tübingen: Stauffenburg. 172–202.

- Kobayashi, Taishi. (2017): Zur fehlenden Objekt-Lesart von Genitivkomplementen bei Nominalisierungen im Deutschen – mit besonderer Berücksichtigung der primären und sekundären Kasuszuweisung. In: Tanaka, Shin et al. (eds.), *Grammatische Funktionen aus Sicht der japanischen und deutschen Germanistik* (Linguistische Berichte Sonderheft 24). Hamburg: Buske. 271–289.
- Schumacher, Helmut et al. (2004): *VALBU – Valenzwörterbuch deutscher Verben*. Tübingen: Narr.
- Steinitz, Renate. (1992): „Modern“: Argumentstruktur, „Traditionell“: Valenz – Versuch eines Brückenschlags. In: *Linguistische Berichte* 137. 33–44.
- Tesnière, Lucien. (1959): *Éléments de Syntaxe Structurale*. Paris: Klincksieck. 小泉保 監訳. 2007. 『構造統語論要説』. 研究社.
- Ullmer-Ehrich, Veronika. (1977): *Zur Syntax und Semantik von Substantivierungen im Deutschen*. Kronberg: Scriptor.
- Williams, Edwin. (1981): Argument Structure and Morphology. In: *The Linguistic Review* 1 (1). 81–114.
- 小林大志. (2020): ドイツ語の名詞化における項実現の統語論的・意味論的原理 名詞項と指示同定の関係に注目して. 東京外国語大学. 博士論文.

